平成２７年（フ）第１６６号
長崎県長崎市田中町1620番　谷口アパート102号室、住民票上の住所長崎県長崎市矢上町１番７号　コアマリナーズ３階
破産者　野崎　麻衣
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1090番地２
破産者　中村　吉良
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
長崎県長崎市片淵２丁目17番20―102号
破産者　原　芳枝
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
長崎県長崎市西山本町23番１―102号、旧住所長崎県長崎市西山１丁目24番２―301号
破産者　田中　千夏
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
長崎県長崎市小江原４丁目42番４―802号
破産者　津田　雅徳
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
長崎県長崎市岩屋町４番27号
破産者　吉村　美加
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8412番地
破産者　橋本　智也
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３９号
宮崎市佐土原町上田島1383番地１　市営住宅追手57棟９号、前住所宮崎市佐土原町上田島7206番地５
破産者　中川　亜弓
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４０号
宮崎市佐土原町下田島10267番地
破産者　市川　達也
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９号
宮崎県日南市南郷町榎原乙2811番地
破産者　中倉　利男
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３２号
宮崎県日南市大字吉野方1684番地10
破産者　森野　敬秀
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３７号
宮崎県日南市北郷町郷之原甲3598―１、住民票上の住所宮崎県日南市南郷町潟上66番地
破産者　崎村　香織
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３８号
宮崎県日南市大字星倉6100番地29
破産者　山崎　陽子
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第９号

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年11月20日

平塚都市計画事業
真田・北金目特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　宮本　保宏

記

1　清算金額通知者
氏名　長田　佑一（登記名義人佐久間ツネ死亡による法定相続人）
住所　神奈川県平塚市四之宮３丁目６番33―202号　新倉ビル

2　通知内容

清算金額通知書

平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

徴収清算金　　金０円
交付清算金　　金100,700円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　平塚市北金目北久保1678―４
地　　目　道路
地　　積　19㎡
換　　地
土地区画整理法第95条第6項により金銭清算第104条第1項により消滅
清算金額
徴収額０円、交付額100,700円、
供託すべき額０円

（注意事項）
1　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
2　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
3　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【連絡先】
〒163―1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売CSチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上